

私的整理の研究 14

四宮章夫

第1 緒論

私は、大阪弁護士会に登録のある弁護士として私的整理に携わってきたことから、これまで各種の事例の紹介を試みてきた（「私的整理の研究8」産大法学51巻3・4号237頁、「私的整理の研究9」産大法学52巻1号131頁、「私的整理の研究10」産大法学52巻2号201頁、「私的整理の研究11」産大法学52巻3号131頁）が、本稿はその追加を目的とする。

先ず、ADRを利用するには至らない平均的中小企業の清算型私的整理について、上記「私的整理の研究9」で取り扱った2つの事例に、株式会社Iの事例を追加すると共に、上記「私的整理の研究8」において説明した、小規模な事業廃止型の清算型私的整理の事例に、小規模な清算型ではあるが事業承継に成功した株式会社Nの事例を追加するものである。

なお、守秘義務との関係で、仮名を使用する他、一部創作をもって替えた部分のあることを了承されたい。

第2 株式会社I

1 はじめに

昭和49年創業の株式会社Iは子供服の製造、販売を業とする会社であったが、突然の支払い停止を余儀なくされた。

令和2年4月末日以降の支払のために取引銀行に融資の申出をし、その

内諾も得ていたが、実行のための必要書類を銀行に提出する前に、代表取締役が急死し、かつ、死亡の事実が会社に判明したのは、同月 26 日であった。

子供服業界は大手専門店の寡占化が進む中で、中小の独立メーカーは利益の確保が難しくなっているところに、コロナ禍のためにさらに市場が縮小していた。

月末以後の支払資金を調達するためには後任代表取締役が銀行に連帯保証をすることが不可欠である状況下で、株式会社 I の関係者の中から後任代表取締役として名乗りを挙げる者は、当然ながらいなかった。

そこで、株式会社 I は、取締役会を開催して甲野太郎を後任の代表取締役に選任すると共に、令和 2 年 5 月 7 日支払期日の手形不渡事故を起こして支払停止し、清算型私的整理を弁護士乙野次郎に委任するに至った。

2 私的整理の着手から第 1 回配当手続まで

(1) はじめに

弁護士乙野次郎は、令和 2 年 5 月 7 日債権者に対して、株式会社 I が支払停止したことと、私的整理に着手したこと、自分がそのための手続を受任したことを知らせると共に、債権者説明会の招集を告げる書面を送付した。

株式会社 I は本店のほかに、全国に 3 ケ所の営業拠点を持っていたが、従業員を一斉解雇すると共に、日当を決めて、在庫品販売、売掛金回収、その他の清算業務に従事する者を再雇用した。

【資料 I -1】 介入通知

<p>債権者各位</p> <p style="text-align: right;">令和 2 年 5 月 7 日</p> <p style="text-align: right;">(本店所在場所、会社名、代表者名略)</p> <p style="text-align: right;">(法律事務所所在地、名称略)</p> <p style="text-align: right;">債務者会社代理人</p> <p style="text-align: right;">弁護士 乙 野 次 郎</p>
--

(以後、弁護士発信の書面は(発信人略)と表記する。)

ご 連 絡

前略 当職は、上記債務者会社から委任を受けましたので、その代理人として、本書を呈します。

さて、今般、債務者会社は、代表取締役 IH の急逝により代表者が不在となったため、残された取締役により、事業継続の方策について検討してまいりましたが、折からの新型コロナ問題により先行きの業績予想が困難である一方、4 月末日現在の現預金残高は 30,154,280 円に留まり、5 月 7 日の手形支払期日における支払資金の準備の見通しが見つからないことが分かりました。

そのため残された取締役らは、経営の見通しが見つからないまま漫然と経営を継続し、債権者及び取引先の皆様に御迷惑をお掛けすることを回避するために、本日をもって、債務者会社の営業を停止し、全従業員を解雇の上、清算手続に入ることに致しました。

債務者会社としては、残余財産の規模と、売掛金の回収金及び在庫商品の売却代金が債権者の皆様への主な配当原資になることに照らせば、破産等の手続きによるよりは、簡便な私的整理によることに経済的合理性があると判断致しました。

そこで、債務者会社の取締役会は、本日、甲野太郎を代表取締役に選任の上、私的整理業務を当職に委任致しましたので、本書面をもってその旨御通知申し上げます。

本来であれば、私的整理を決断するに至った事情については、個別に御伺いして御説明すべきところではありますが、多数の債権者様に対し十分な御説明をする時間的・人的余裕に乏しいことから、下記要領で債権者説明会を開催させて頂くことに致しました。

債務者会社の直近の損益計算書、および通常貸借対照表と清算貸借対照表などの資料は、債権者説明会までに、債務者会社の関与税理士にも協力頂いて鋭意作成し、その席上配布させて頂きますが、私的整理の速やかな進行のために、債権者各位には、別紙債権届出書(略。前掲「私的整理の研究 8」328 頁参照)により、債権者説明会当日までに、ファックスで結構ですので、現存債権額の御届をお願い致したく、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

なお、コロナ禍により、「三密」の回避が政府からも強く求められておりますので、債権者説明会への御参加は、1 社 1 名様でお願い致します。

また、欠席された債権者には、説明会の議事録に、配布した資料を添付して、速やかに送付させて頂くことを申し添えます。 草々

記

日時 令和 2 年 5 月 21 日(木) 午後 2 時
場所 (略)

(2) 債権者説明会

令和2年5月21日開催された債権者説明会には、債権者42社が集まり、株式会社Iからは後任代表取締役甲野太郎を含む取締役と、顧問税理士、及び弁護士乙野次郎が参加した。

届出のあった債権者全員に対して、債権者説明会議事録を送付したが、説明会の開催と議事録送付の目的は、破産清算では在庫商品を古物商に売却することが少なくはなく、また、売掛金も時間と共に急速に回収率が悪くなることが多いことと比べると、私的整理の方が、それらをより有利に換価・回収でき、配当迄の期間も短縮できる可能性があることを説明することであった。

株式会社Iの支払停止に伴い、従業員に対する退職金規程に則った退職金や解雇予告手当等の労働債権を資金手当てができ次第順次支給するために、一旦全員を解雇したが、元従業員にとっても、求職活動中同社の清算業務に従事できることから、破産より私的整理による手続きが有利である。

そうした私的整理の経済的合理性を債権者が理解し、誰からも個別権利行使や破産手続開始申立てがなければ、私的整理は円滑に滑り出すことになる。

【資料 I -2】 債権者説明会議事録

株式会社I 債権者説明会議事録

- 1 日時 令和2年5月21日午後2時～午後3時19分
- 2 場所 (略)
- 3 出席債権者数 42社
内金融機関 6社
- 4 会社側出席者 (代表取締役名、出席取締役名、顧問税理士名、私的整理受任弁護士名・略)

会議の目的事項である私的整理に関する報告の経過と内容、並びに質疑応答の状況は、次の通りであった。

- I 代表取締役甲野太郎の挨拶
(前略)

これまで皆様から受けました御厚情に対し、心から感謝を申し上げますとともに、大変な御迷惑をお掛けする結果となりましたことを深くお詫び申し

上げます。

なお、突然の事業撤退のため、債権者、お取引先の皆様と御一緒に育ててきた各種ブランドも価値を失うことになりました。また、私共には、解雇後の従業員達の再就職支援をする機会もありませんでした。

私達は速やかに清算事務を遂行する所存ですが、債権者各位の中に、事業承継はもとより、商標権等と共に在庫商品を引き取って頂き、併せて関係従業員を再雇用頂くことにより、弊社事業の一部を事実上承継することを希望される債権者がおられましたら、弊社といたしましては、これに過ぎる喜びはありません。

どうか、そのような御提案をお持ちの方がおられましたら、商標権や在庫商品等の個別販売が進む前に、私や弊社私的整理代理人弁護士に対して御連絡を賜りますよう、どうぞ宜しくお願い申し上げ、以上御挨拶とさせていただきます。

II 弁護士乙野次郎による私的整理に至った経過の説明

1 債務者会社は、代表取締役 IH の急逝により代表者が不存在となり、令和 2 年 4 月末日以降相次いで到来する手形決済資金に充てるべく金融機関の内諾を得ていた借入金の融資申し込みができなくなりました。

2 残された取締役代表取締役の死去を知らされたのは令和 2 年 4 月 26 日頃のことであり、その後到来する手形決済資金調達の目途が立たなくなりました。

3 そこで、残された取締役は、そうした事情を前提としながら、後任代表取締役の選任と事業継続の方策について検討してまいりましたが、事業継続に当たっては、次のような問題がありました。

① 令和 2 年 4 月末日現在の現預金残高は 30,154,280 円程度に留まるのに対し、同年 3 月 31 日現在での合計残高試算表によると、金融機関からの長短借入金は約 1,050,300,000 円を超え、これは令和元年 7 月 31 日決算期の売上高の約 2,001,300,000 円の約 2 分の 1 に及んでいたこと

② 同決算期の当期利益は約 14,400,000 円でしたが、令和元年 7 月 31 日決算期の翌日から令和 2 年 3 月 31 日までの合計残高試算表によると、当期損失は約 8,700,000 円と赤字に転落していること

③ 折からの新型コロナ問題により、売仕方式の取引先である百貨店での売上が激減する等商環境が激変し、先行きの業績予想が困難であったこと

④ 緊急に、経営継続のための支援先を確保する見込みが立たなかったこと

4 営業停止の決断

そこで、経営継続の見通しがつかないまま漫然と経営を継続し、債権者及び取引先並びに従業員の皆様に対して、より大きな御迷惑をお掛けすることを回避するために、債務者会社の営業を停止し、清算手続に入ることに致しました。債務者会社の取締役会は、令和 2 年 5 月 7 日取締役甲野太郎を代表取締役に選任し、清算業務に着手することにし、同日全従業員の解雇の手続を採りました。

代表取締役交代の登記手続きについては、本日完了したとの報告がありまし

たので、法人登記簿で御確認頂けます。

なお、債務者会社の株式は前代表取締役 IH が 50% 保有していましたが、私的整理により多額の連帯保証債務が顕在化する恐れがある以上、法定相続人からも相続放棄の予定であり、当該株式の議決権行使をして頂くことができず、会社法 471 条、309 条 2 項 11 号により会社解散決議を得ることもできません。

5 私的整理の受任（略）

Ⅲ 税理士丙野三郎による債務者会社の資産状況等の説明

債務者会社の顧問税理士丙野三郎から、別添資料（後掲資料 I - 3 参照）に基づいて説明があり、現時点での私的整理の対象となる一般債権の予想配当率は 16.874% であるとの報告があった。

Ⅳ 弁護士乙野次郎による私的整理の方針の説明

1 清算貸借対照表の説明と予想配当率の補足説明

(1) 私的整理の対象となる整理債権の額は、次のような事情により変動する。

- ① 秋冬物の発注に先立ち、原材料の調達を加工発注先に依頼しているため、債務者会社廃業により引取りできなくなることから、合計残高試算表には表れていない損害賠償債務を負担することになるが、その債権額は今後確定していくことになる。
- ② 債務のデフォルトによる電子債権取引に伴う債権者と債権額は今後確定する。
- ③ 不動産担保権については、売却代金から売却経費及び売却益に係る法人税を控除した残額を全額関係不動産担保権者に弁済する予定であるが、弁済不足額が整理債権に加わるところ、清算貸借対照表上は土地については路線価を 0.8 で割戻した価額、建物については固定資産税評価額を仮置きしているに過ぎない。

(2) 債務者会社の資産の額は、次のような事情により変動する。

- ① 債務者会社には、基本取引約定書により、売残品の返品許容を約束している売掛先がある外、基本取引約定書の交換はなくても、決算期末の売掛金額を膨らませて債務超過を免れるために、納入と同時に一旦全額売掛金に計上するが、シーズン終了後特売による値引き、売残品の買戻しを約束している取引先があり、近年、そのような取引先が増加する傾向にあった。

従前の売掛金の発生と回収（赤伝処理を含む）状況を個別に確認しながら、個別に売掛金の回収努力を図る予定であるが、現在のところ、売掛金の高率の回収は見込み難い。

- ② 売仕方式で販売している商品、及び販売委託商品については、取引終了に伴い、寄託商品が返還されてくるので、在庫商品の量は①の事情もあり、現時点では確定していないが、4 月末日の合計残高試算表の数字よりも増えることが予想される。
- ③ 動産担保権を有する債権者は、目的動産の特定ができる場合には、担

保権を行使することができるので、その場合には、資産、負債の双方が変動する。

- (3) 予想配当率は、現段階で債権者各位に過大な期待を抱かせるようなことのないように、慎重に査定したが、上記(1)、(2)の事情に鑑み、なお、上下に変動する可能性があるが、債務者会社としては、先程顧問税理士が御説明した数字を必達目標とし、より高率の配当を、可及的速やかに実施できるよう努力したい。

2 今後の私的整理の手順について

(1) 債権届出の整理と調査

届出債権と、未届債権であっても債務者会社が把握している自認債権については、債権現在額を確定させ、私的整理の対象債権の全体を早急に把握したい。

(2) 資産の換価回収について

① 在庫商品

商品は、3ヶ月以内の換価処分を目標としているが、コロナ禍により、これから販売シーズンが到来する秋・冬物の販売が極めて低調な時期にある一方、債務者会社の福島営業所（令和3年2月までの契約）と、日本橋の東京営業所（6ヶ月の予告が必要）とは、賃貸借契約を即時解除しても相当額の約定損害金の支払が必要なので、時間をかけ人件費が増えても在庫商品を高価に販売できる可能性が認められる場合には、撤退の時期を慎重に見極めたい。

中津のショールームについては早期撤退予定である。

② 売掛金

基本的には、前述の様な特約に基づかない返品や値引要請は拒否し、可及的高額の回収を図る予定である。

- ③ なお、債務者会社の商標権や在庫商品を纏めて買取り、元従業員を再雇用することにより、事業の一部を承継し、債権者各位への配当の高率化に寄与して頂ける方が現れた場合には、一定規模以上の債権額を有する債権者から意見を聴取しながら、対応していきたいと考えている。

(3) 私的整理債権に優先する債権などの弁済

- ① 担保権者の債権 法的倒産手続きでは担保でカバーされる部分は一般債権とは別個の地位を与えられるので、担保物件の売却代金の中から返済する。

- ② 公租公課 法的倒産手続きでは一般債権に優先するので、順次弁済する。

- ③ 労働債権 ②と同様に順次弁済する。

- ④ 少額債権 債務者会社の資産の換価回収状況を勘案しながら、ある程度の整理資金が得られれば、少額債権者への弁済を先行する予定であるが、基準債権額は10万円とする予定である。

(4) 第2回債権者説明会

私的整理の進展に伴い、必要と判断されれば債権者説明会を開催するが、その必要が生じない間は、債権者に対して私的整理の進行状況に関する報告書を送付する方法により、常に、私的整理の過程を適時開示していきたい。

私的整理の進展状況についての債権者の個別の照会にも対応していきたい。

(5) 配当について

① はじめに

ある程度の配当原資が集まり次第配当を実施することとし、複数回に分けて配当することも考えたい。

② 予想配当時期

できれば4ヶ月以内に第1回配当を実施したいと考えている。

なお、その間に担保権の付着した不動産の任意売却が終了しない場合、担保権を有する債権者については、任意売却による回収見込み額を控除した残債権額を、私的整理の対象債権額として取り扱い、以後の配当時に過不足を調整したいと考えている。

3 私的整理の挫折について

個別債権者が、債務者会社の財産を差押える等の個別権利行使に出たり、破産手続の申立てに及んだときは、私的整理は挫折し、法的手続に依らざるを得ない場合がある。

その場合には、債務者会社は、換価回収済み現預金を含め、債務者保有財産を全て保全し、速やかに破産管財人に引き渡す。

V 質疑応答

Q1 債務者会社から依頼を受けて資材を発注したが、これは損害賠償債権として届出したらよいのか。

A1 債務者会社が正式発注済みであれば、契約上の債務不履行責任があり、契約相手の損害を賠償することになる。正式発注ではなく、内示であっても、相手が資材を先行調達することが分かっている場合には、契約締結上の過失による損害賠償責任があるので、基本的には損害賠償債権として届出して頂くことになると考えている。

しかし、色々な取引形態があり、どこまでを法的に損害として認められるか一概に言えないので、いつどのような連絡を受けて、何を調達した、あるいは、どのようなものを製造したなど、状況が分かるような記載をして頂き、適宜資料を添付の上、届出して頂きたい。

Q2 損害賠償債権を主張する場合、債権者から主体的に届け出る必要があるのか。

A2 主体的に届け出て頂きたい。

Q3 多くの債権者がいる中で、配当の平等はどのように担保されるか。特定の債権者に優先的に弁済されていないことをどのような方法で確認したら

よいか。

A 3 法的な担保はない。債務者会社や受任弁護士を信頼できるか否かを判断して決めて頂くことになる。債務者会社は債務超過であり、支払停止しているの、誰かが破産申立てをすれば、必ず開始決定がなされる。

したがって、破産手続を希望する債権者が1人でもいれば私的整理は挫折する。債務者会社としては、信頼頂けるような手順で、私的整理を進めていきたいと考えている。

Q 4 法的手続のような債権者一覧表や配当表はあるか

A 4 整理債権総額、配当財源の額、予想配当率とその計算方法等はその都度債権者の皆様に報告させて頂き、異議ある方には個別に説明や協議をさせて頂く。

債権者説明会も必要に応じて開催したいと思っている。

しかし、全債権者の債権者一覧表や配当表を開示することにより、倒産会社に対して焦付債権があることが知られて関連倒産する企業もあり得るので、個別の債権者の債権額や配当額を他の債権者に告知することは、現時点では消極的に考えているが、個別債権者名が見えない形で開示することは可能であると思っている。

Q 5 債権者が破産した場合、私的整理はどうなるか。

A 5 債権者の破産管財人が選任されることになり、その破産管財人が、私的整理を信頼するか、破産管財人の職務の一環として債務者会社の破産申立てをするかを判断することになる。管財人から私的整理の過程について説明を求められた場合は、誠実に説明したいと考えている。

Q 6 生産を途中で止めたことにより下請けの工場に損害を与えたため、工場から損害賠償請求を受ける可能性があるが、これを債権として届出してもよいか。

A 6 そのような場合は個別にお話しをさせて頂きたい。OEM生産などについては様々なパターンが考えられるので、それぞれの状況に応じて適正な解決を図りたい。

Q 7 債務者会社が製品在庫や仕掛在庫を買い取り、転売することはできないか。

A 7 債務者会社がみすみす損を抱え込むことはできないが、それを回避しながら、取引先にある製品や仕掛在庫を少しでも換価して頂くためにどのような方法があるか考えてみたい。

例えば、債務者会社の商標を付けたまま第三者に売却することを個別に許容したり、従前の売却先の情報を開示したりすることも考えられるので、今後、案件ごとに対応したい。役員や生産管理担当者と連絡を採って頂き、どのような方法が可能であるか一緒に知恵を絞って頂ければと考えている。

Q 8 債務者会社のブランドのロゴが入った商品を売却してもよいか。

A 8 個別に担当者と相談して頂きたい。商標権は、債務者会社が持っているものと、前代表取締役 IH が持っているものがある。IH 個人の商標権の使

用については現時点では許諾できる人がいない状況である。

債務者会社の持つ商標については検討中であるが、発注済みの商品を売り切って頂く限りにおいては無償使用を許諾することも選択肢として考えたい。

Q 9 債務者会社から請求書が届いている。債務者会社に対する手形債権と相殺することは可能か。

A 9 手形を現在所持しているのであれば相殺可能である。

Q10 私的整理を選択することについての経済的合理性が分かりにくい。

A10 債務者会社の力を利用して換価回収を図る方が、破産よりも多くの配当をお届けできると考えて選択した。先程より、売掛金の回収にどのような問題があるかを率直に説明させて頂いた。丙野三郎税理士からは売掛金回収は3割とご報告し、私はもう少し厳しいかもしれないと考えている。

現実の倒産会社等の売掛金の回収上の問題点を熟知された皆様の前でお話しさせて頂き、当職らの説明が業界の常識に適うとして回収をお任せ頂くか、常識に反するとして破産を申し立てるかは、個々の債権者の皆様にお考え頂きたい。

Q11 債権者全員の同意がない場合は、法的手続に移行するののか。

A11 私的整理は債権者の同意による手続ではない。一人でも破産を申立てると私的整理は挫折するが、そのような債権者が出てこない限り、私的整理を継続し、できるだけ早く配当を実施し、私的整理手続を終結させたいと考えている。

Q12 少額債権の弁済の話があるが、一般債権者とは同一の配当順位ではないのか。

A12 少額債権者に早期弁済することにより、債権者数を減少させ、その後の手続をスムーズに進めることができる。少額債権弁済は清算型の再生手続においても認められている手続であるので、私的整理においても許されると考えている。

Q13 現時点で差押えはないか。

A13 現時点で差押えや破産申立てはない。今後、差押えがあれば、その内容を点検した上で、整理債権者への平等配当に影響があると判断したときは、直ちに私的整理を断念し、破産手続に移行する予定である。債権者から破産申立てがあれば、直ちに破産手続に服する予定である。

Q14 詐害行為はなかったか。

A14 株式会社Iの支払停止の経過に照らし、詐害行為を行う余地はなかったと確信しているが、私が知らない情報があるのなら、御提供頂きたい。

Q15 清算貸借対照表の換価処分額の妥当性と透明性が分かりにくい。

A15 債務者会社では、毎月、試算表を作成し、資産と負債を把握してきたものであり、過去に粉飾をした形跡もないので、従前の簿価は妥当でありそれを前提とする清算貸借対照表も妥当だと考えている。

個別の科目について説明すると、現預金は正確な金額であり、売掛金は

3割評価としているが、これは、当職、税理士、現代表取締役、役員らとの話し合いで求めた割合である。

棚卸資産は、概ね上代と照らし合わせながら出した金額であり、実際は換価してみないと分からないところであるが、現在考えられるところで可能な限り妥当な金額を出したつもりである。

不動産については、立地が良く、評価額を上回る金額での購入希望があるとも聞かすが、売却金額は一般的には不動産担保権者の利害と密接に関係するので、担保権者に協力してより高額に売却できるよう努力したい。

Q16 値引きや返品があったという話であるが、実質的には以前より債務超過の状態にあったのか。

A16 去年の決算はかろうじて黒字であり、資金も回っていた。

取引先との取引内容は、近年次第に委託販売的な取引も増えていたが、それによって、売掛金が減少する分資産が減少し、資金の借入が難しくなるので、その傾向を食い止めようと努力していた。

また、新シーズンの商品を販売するため、やはり売残品の返品に応じ、売掛金の減少と不良在庫の増加を招くということもあった。

株式会社Iの役員には粉飾の意思はなかったと法律家として判断している。

Q17 受取手形は不渡りになるのか。

A17 コロナ倒産ということにすれば不渡りを回避する余地もあったが、前代表取締役の急逝が理由であるので、既に不渡りを出して、銀行取引停止処分を受けた。

Q18 支払期日が到来していない手形にはどのように対処すればよいか。

A18 債務者会社が手形を決済することはないので、各自で対策を講じて頂きたい。

以上、議事の経過およびその結果を明らかにするため、本議事録を作成し、私的整理受任弁護士が、次に記名押印する。

令和2年6月1日

弁護士 乙野 次郎

【添付資料】

- 1 令和元年7月31日決算期決算書
- 2 令和2年4月末日合計残高試算表
- 3 清算貸借対照表及び予想清算配当率計算書
- 4 代表取締役選任の取締役会議事録

【資料 I -3】 清算貸借対照表及び予想清算配当率計算書

清算貸借対照表（令和2年4月30日現在）

株式会社 I

単位：円

No	科目	簿 価	修正・追加	相 殺	清算価額	左の充当内訳		
						別除権	優先債権	一般債権
	現金	1,773,307	0	0	1,773,307	0	0	1,773,307
	預金	28,380,973	0	△ 6,739,025	21,641,948	0	0	21,641,948
	受取手形	26,208,769	0	0	24,320,508	0	0	24,320,508
	売掛金	472,956,323	0	△ 8,812,674	139,243,095	0	0	139,243,095
	棚卸資産	874,594,087	0	0	150,000,000	0	0	150,000,000
	有価証券	0	0	0	0	0	0	0
	前払費用	4,613,114	0	0	0	0	0	0
	未収入金	83,547	0	0	83,547	0	0	83,547
	立替金	0	0	0	0	0	0	0
	仮払金	37,613,799	△ 37,103,299	0	0	0	0	0
	仮払消費税	149,504,966	0	△ 124,664,341	0	0	0	0
	流動資産 計	1,595,728,885	△ 37,103,299	△ 140,216,040	337,062,405	0	0	337,062,405
	建物	70,079,069	0	0	99,374,000	99,374,000	0	0
	建物付属設備	6,380,218	0	0	0	0	0	0
	車輛	2,398,659	0	0	1,650,000	0	0	1,650,000
	器具備品	3,252,879	37,103,299	0	0	0	0	0
	リース資産	17,196,892	0	0	0	0	0	0
	土地	825,030,000	0	0	167,950,250	167,950,250	0	0
	建設仮勘定	2,160,000	0	0	2,000,000	0	0	2,000,000
	有形固定資産 計	926,497,717	37,103,299	0	270,974,250	267,324,250	0	3,650,000
	電話加入権	1,970,620	0	0	0	0	0	0
	無形固定資産 計	1,970,620	0	0	0	0	0	0
	出資金	11,000	0	0	11,000	0	0	11,000
	長期未収債権等	8,505,152	0	0	0	0	0	0
	保証金	37,000,478	0	0	0	0	0	0
	長期前払費用	4,489,380	0	0	0	0	0	0
	投資その他の資産計	50,006,010	0	0	11,000	0	0	11,000
	優先債権充当額	0	0	0	0	0	76,952,031	△ 76,952,031
	資産計	2,574,203,232	0	△ 140,216,040	608,047,655	267,324,250	76,952,031	263,771,374

No	区 分	簿 価	修正・追加	相 殺	債権額	左の内訳		
						別除権	優先債権	一般債権
	金融機関債権	1,060,712,000	448,100	△ 15,551,699	1,045,608,401	267,324,250	0	778,284,151
	一般債権	585,912,109	0	0	585,912,109	0	0	585,912,109
	リース債権	19,035,510	2,201,364	0	21,236,874	0	0	21,236,874
	租税・労働債権	130,572,387	71,043,985	△ 124,664,341	76,952,031	0	76,952,031	0
	負債計	1,796,232,006	73,693,449	△ 140,216,040	1,729,709,415	267,324,250	76,952,031	1,385,433,134

※ 予想清算配当率計算書 (単位：円)

1. 資産清算評価額	608,047,655	
2. 換価諸費用	30,000,000	
3. 別除権対象額	267,324,250	
4. 優先債権額	76,952,031	
5. 差引配当財源	233,771,374	(1-2-3-4)
6. 一般債権額	1,385,433,134	
7. 清算配当率	16.874%	(5÷6)

(3) 第1回配当実施まで

- ① 本件では、ほぼ毎月1回程度私的整理状況報告書を送付し、かつ、それには毎回合計残高試算表を添付した他、折に触れて清算貸借対照表と配当率計算書等を添付した。
- ② 令和2年7月9日付で知れたる債権者全員に対して第1回私的整理状況報告書を送付すると共に、同月21日には届出のあった整理債権者に対して第1回配当実施の連絡書面を送付し、第1回配当を実施した。

シンジケートローンに参加していた金融機関債権者は、第1回配当の予定日迄には、その解体が間に合わなかったが、株式会社Iが第1回配当原資として現に確保できたのは、124,067,982円であった。

【資料I-4】第1回私的整理事務状況報告書

令和2年7月9日
債権者各位
(発信人略)
報 告 書
前略 弊社私的整理の進行状況を次の通り、御報告申し上げます。
1 清算業務の状況
(1) (前略) 令和2年5月末日現在の清算貸借対照表に基づく予想配当率は、債務者会社が認識できた一般債権の17.036%である。
(2) 清算業務の進展に伴い、令和2年7月末日をもって、東京営業所と中津のショールームは閉鎖し、在庫商品等はそれまでに販売を完了する予定である。
債務者会社所有にかかる大阪市内の不動産については、別除権者と共に可及的速やかかつ高額に売却したいと考えており、換価費用、諸税を控除し、少なくとも、3億円以上を担保権者に弁済したいと考えている。
解約損害金及び原状回復費用に関する約定により、東京営業所の保証金の回収見込みは立っていない。
(3) 債務者会社は、支払意思のない一部の売掛先に対し、訴訟提起の予定である。
(4) 10万円以下の少額債権者と労働債権者に対する弁済(略・後掲資料I-6参照)
(5) 令和2年7月5日現在債務者会社が保有する預金は、当職が債務者会

社のために設けた預り金口座で金 165,520,563 円預かっている他、債務者会社自身が事業停止後設けた預金口座に金 21,380,948 円を預けており、今後債務者会社の資産の換価回収により、さらに金 100,000,000 円程度の一般債権の配当原資が確保される見込みである。

- (6) 債務者会社が認める債権は添付債権者一覧表記載（略）の通りであり、その合計額は、金 1,850,866,706 円である。ただし、債権届出書の記載と債務者会社の認識との間に差異があるもの、相殺その他債権確定のために必要な処理が未了のものが、今後、微調整はあると御理解頂きたい。

なお、債権者一覧表に債権者を特定する情報を掲載していないのは、開示によって一部の債権者の信用が毀損されることを防ぐためである。

- (7) 債務者会社は、債権額の内 10 万円を超える部分を放棄する債権者に対して、金 10 万円を弁済することを目的とする少額債権の弁済を実施したいと考え、債権額 100 万円以下の債権者に対しては、本書にそのための案内書等を同封する。それ以上の債権額を有する債権者でも、10 万円の弁済を受けることを希望される場合には、当職宛御連絡頂くよう、お願いする次第である。

2 一般債権者に対する第 1 回配当の実施について

- (1) 債務者会社は、その余の債権者に対しては、令和 2 年 7 月中に、第 1 回配当として債権元本額の 8% の弁済を案内する御連絡を送付する予定である。

第 1 回配当は、次の要領で行う予定である。

- ① 配当対象とする債権は元本額のみとし、利息及び遅延損害金は、配当対象には入れない。
 - ② 不動産担保権を有する債権者については、金 3 億円を回収見込額（不動産処分価額から換価費用及び売却代金にかかる消費税額等の公租公課を控除した金額）として、第 1 回配当時には、当該回収見込額を控除した残額を配当対象となる一般債権と考えることとし、実際の売却価額の多寡に応じて、第 2 回目以降の配当時に過不足を精算する。
 - ③ また、債権届出額と債務者会社の認識との間に差異があり、調整中の債権については、債務者会社の認識に基づいて配当を実施するが、後日、過不足が確定した時以降に実施する配当時に、②と同様調整する。
- (2) 第 2 回目以降の配当については、担保権が設定されている不動産の売却、及び賃借物件の保証金回収交渉の推移、並びに売掛金回収の進展状況を考慮しながら実施したいと考えている。

3 その他

現時点では債権者説明会開催の予定はないが、私的整理の遂行上、債権者に直接口頭で御説明すべき事情が発生した場合、及び債権者間の利害調整のために債権者の皆様からの意見聴取が必要と判断された場合には、召集したいと考えている。

草々

【資料 I -5】 配当通知

令和 2 年 7 月 21 日
株式会社 M 銀行 O 支店 御中 (発信人略)
御 連 絡
前略 株式会社 I の私的整理について、御連絡申し上げます。
令和 2 年 7 月 9 日付報告書に記載の通り、株式会社 I は、第 1 回配当として、債権元本額の 8% の弁済を行いたいと考えております。
そこで、債権者各位の債権元本額に基づいて計算を行った結果（小数点以下は切り捨てとして計算しております。）、第 1 回配当における貴行の配当額を以下の通り決定させて頂きました。
つきましては、別添振込口座指定兼領収書（前掲・「私的整理の研究 8」244 頁参照）に所定の事項を御記入の上、御記名、御捺印頂き、令和 2 年 7 月 31 日頃までに御返送頂きますようお願い申し上げます。配当実施予定日は令和 2 年 8 月 18 日です。
なお、本書面はすべての債権者にお送りしておりますが、少額債権弁済の請求をされ、弁済金を受領された債権者は、配当を受けることはできませんので、御注意頂きますようお願い申し上げます。 草々
記
第 1 回配当額 金 <u>16,966,560</u> 円

3 第 2 回配当実施まで

第 1 回配当実施後、元従業員を使用しながら、在庫商品の販売と売掛金の回収に努める一方、営業拠点を集約することで、人件費を含む経費の節減を図ると共に、別除権の目的物を可及的高額に売却することを目指した。

そして、第 2 回配当を遅くとも令和 2 年中に行うことを目標として、私的整理を遂行し、整理債権者に対して令和 2 年 8 月 31 日以降同年 12 月 17 日迄の間に前後 4 回に亘り私的整理状況報告書を送付すると共に、同日第 2 回配当通知を送付し、同月 21 日に第 2 回配当を実施した。

令和 2 年 8 月 31 日

債権者各位

(発信人略)

報 告 書

前略 弊社私的整理の進行状況を次の通り御報告申し上げます。

1 清算の状況

- (1) 債務者会社の令和 2 年 6 月 1 日から同月末日までの資産の換価回収業務の状況は添付した合計残高試算表の通りである他、同年 7 月 1 日から同月末日までの合計残高試算表については(中略)現在精査中のため、数字が確定次第、最新の予想配当率と共に債権者に報告する予定である。
- (2) 令和 2 年 8 月 26 日現在債務者会社管理にかかる預金及び現金は 294,807,179 円であり、その内、当職が寄託を受けて管理している預金は 215,263,317 円である。
- (3) 東京営業所と中津のショールームは、令和 2 年 7 月末日をもって閉鎖済み。

同営業所は賃借物件であり、賃貸人との間で平成 30 年 11 月 1 日に締結した建物賃貸借契約書によれば、解約予告期間 6 月分の賃料及び共益費の負担と、原状回復義務の負担が債務者会社に義務付けられており、敷金と全額相殺の上、相当額の原状回復費用が見込まれるため、債務者会社の負担を最小限に止めるため、現在鋭意交渉中である。

- (4) 債務者会社所有にかかる大阪市内の不動産については、450,000,000 円での買付証明書が提出されており、現在鋭意、契約締結に向けて交渉中である。

同額で売却できれば、当初予定した別除権者の担保権行使後の不足額が、1 億円以上減少し、それに対する予想配当率を乗じた金額につき、整理債権のための配当財源が増加することになる。

- (5) 債務者会社の長期滞留債権について、債権の一部または全部が消滅時効期間を経過し、あるいは債務者の所在が不明となっているものも含まれていて、現在提訴を準備しているのは 19 件、請求額合計 16,799,139 円に過ぎないが、回収見込額は不明である。

2 配当等の状況

- (1) 債務者会社は消費税 8,300,000 円を納付済みである他、既に御報告の通り、令和 2 年 7 月 3 日までに 100,000 円以下の少額債権者 36 名に対し、総額金 943,060 円を弁済し、労働債権については、同年 6 月 10 日に未払解雇予告手当合計金 19,267,244 円を、同年 7 月 3 日に未払退職金合計金 39,512,200 円を支払済みであり、労働保険料約 4,780,000 円も近く納付予定である。

(2) その後行った 100,000 円以下の債権者への弁済は 4 件、弁済総額 25,132 円であり、債権額の内 100,000 円を超える部分を放棄した債権者への少額債権の弁済は、令和 2 年 8 月 4 日までの間に 11 件、弁済総額 1,100,000 円で、合計 2,523,819 円の債権放棄を受けることができた。

(3) その他の債権者に対する第 1 回配当は、令和 2 年 8 月 19 日までに 40 件、弁済総額 55,799,830 円を実施した。

しかし、1 行を除き、金融機関債権者はシンジケートローンに参加しており、各債権者に個別に配当を実施するためには、その解体の手続が必要であり、現在手続進行中のため 5 件、当初配当予定額 61,240,980 円につき、配当実施未了である。

他に、振込口座指定書未返送のため配当を留保しているものが 7,027,172 円である。

3 今後の手続の進行について

債務者会社の資産の換価・回収も進んでいるので、担保権の付いた不動産売却を急ぎ、担保権者の権利行使後の不足額が確定出来次第、第 2 回配当を実施したいと考えている。

草々

【資料 I -7】 第 3 回私的整理状況報告書

令和 2 年 10 月 14 日

債権者各位

(発信人略)

報 告 書

前略 弊社私的整理の進行状況を次の通り、御報告申し上げます。

1 清算の状況

(1) 債務者会社の令和 2 年 7 月 1 日から同月末日までの資産の換価回収業務の状況は、添付した合計残高試算表の通りであり、添付した顧問税理士が令和 2 年 7 月末日現在で作成した清算貸借対照表と予想清算配当率計算書によれば、整理債権に対する予想配当率は、29.097% である。

ただし、その後第 1 回中間配当を実施しているため、8% の配当金を受領済みの債権者の今後の配当額は当初債権額の 21.097% である。

なお、債務者会社は、令和元年 8 月 1 日から同 2 年 7 月末日までの 1 年間の決算に基づき、税金の還付申請を行っており、当該決算書と税額一覧表も本書に添付する。

(2) 東京営業所は、令和 2 年 7 月末日をもって閉鎖済みである。

なお、平成 30 年 11 月 1 日に締結した建物賃貸借契約については、解約予告期間 6 月分の賃料及び共益費 (合計 2,085,071 円)、及び原状回復費用の一部と、敷金 15,878,300 円とを対当額で相殺した上で、解決金と

して金 3,197,419 円を支払う内容の和解が成立し、債務者会社の負担を最小限に止めることができた。

- (3) 債務者会社所有にかかる大阪市内の不動産については、450,000,000 円で売却が完了し、不動産売買の仲介手数料 13,140,999 円、譲渡所得にかかる消費税 20,454,545 円、及びその他の売却経費を控除して、別除権を有する金融機関債権者に対して、残額の 416,079,839 円を弁済した。
- (4) 当職は、これまで債務者会社の商標権の買取希望を募ってきたが、これまで申し出があったのは「K」のみであり、最も高価な申し出のあった希望者に 300 万円で譲渡済みである。
- (5) なお、令和 2 年 10 月 9 日現在では、債務者会社管理にかかる預金及び現金は 279,143,246 円であり、その内、当職が管理している預金は 268,620,278 円である。
- (6) 債務者会社の長期滞留債権については、提訴準備中であるが、回収見込額は不明である。

2 配当等の状況（略）

3 今後の手続の進行について

前記の通り、第 1 回配当に際しては、金融機関債権者のシンジケートローンの解体、それら債権者の連帯保証人前代表取締役 IH の個人預金との相殺や、別除権の目的不動産の売却手続の未了、不良債権の発生を原因とする保険金の給付等による債権の分割や継承等の問題が次々と発生し、実際の配当の完了時期が遅れた。

それ以外にも少なからぬ債権の異動があったことから、今後の配当に際しては、その都度債権額の照会をした上で、その時点で存在する元本額で按分して配当を実施したいと考えている。

なお、金融機関債権者が相殺に供した債務者会社の連帯保証人であった前代表取締役 IH の預金について、現在、その相続財産管理人に対し、経営者責任の一環として求償権を行使しないように要請しており、相続財産管理人も就任通知において、相続債権者に対して債務者会社に協力する意向を伝えており、現在のところ異議の申出はないとのことである。

今後の債務者財産の換価については、売掛金請求訴訟の回収見込額が不明であること、税金の還付が得られる時期が未定であることから、その終了時期は見通せないが、債務者会社としては、令和 2 年内、可能であれば 11 月にも第 2 回配当を実施し、残余財産については、売掛金請求訴訟による回収の終了が見込まれる令和 3 年末には最終配当を実施したいと考えている。 草々

【資料 I-8】 第 4 回私的整理状況報告書

令和 2 年 12 月 3 日

債権者各位

(発信人略)

報 告 書

前略 弊社私的整理の進行状況を次の通り、御報告申し上げます。

1 清算の状況

(1) 略

- (2) 債務者会社の福島営業所については、令和 2 年 11 月末日をもって賃貸借契約を合意解約し、残存契約期間中の合計 40,500,000 円の賃料の支払い義務を免れ、かつ原状回復費用合計 23,011,230 円については敷金 18,000,000 円と対当額で相殺した上、残額の放棄を受けた。
- (3) 債務者会社の帳簿の保存については、A 社のトランクルームに寄託し、法定保存期間満了後の廃棄の費用と併せて消費税込み 3,089,790 円を支払済みである。
- (4) 買受申出のない商標権はいずれも登録を更新しない予定である。
- (5) 公租公課の還付の金額及び還付時期については、確定した後に改めて報告する予定であり、公租公課の還付金は第 2 回配当原資には含めない。
- (6) なお、令和 2 年 11 月末日現在で、債務者会社管理にかかる預金及び現金は合計 278,706,848 円であり、その内、当職が寄託を受けて、専用預金口座を利用して管理している預金は 273,007,410 円、債務者会社名義の預金口座で管理している預金は 5,567,338 円である。
- (7) 債務者会社の長期滞留債権については、令和 2 年 11 月 26 日迄に、計 28 件、合計金 23,706,924 円につき、売掛金請求訴訟を提起済みであるが、現時点では回収可能時期及び回収予定金額は未定である。

他には回収可能性のある売掛債権は存在しない。

- (8) 今日までのところ、連帯保証人である前代表取締役 IH の相続財産管理人からは、債務者会社に対する債権届出はない。

2 配当等の状況

- (1) 100,000 円以下の債権者及び 100,000 円を超える債権額を放棄した債権者への弁済は、これまでに報告したものを含めて 53 件、弁済総額 2,220,522 円であり、弁済未了の債権者は振込口座の照会中である 1 件で、弁済金額は金 8,580 円である。
- (2) その余の債権者に対する第 1 回配当については 47 件、弁済総額 106,503,438 円を実施済みであり、現在、第 1 回配当未了の債権者は 4 件であり、配当予定金額の合計額は 6,455,067 円である。

3 今後の手続の進行について

- (1) 令和 2 年 10 月 14 日付報告書面により私的整理状況を報告した際、第

2 回配当を実施する前に、債権現在額の確認のための再照会をすることを、予めお知らせした。

については、本書に添付した回答書用紙を、メール、FAX、又は郵送の方法で返送することにより、当初届出債権額の変動の有無、及び、債権現在額の届出をお願いする。配当計算の基礎には債権元本額を用いる予定であり、利息、損害金については、空欄のまま又は「額未定」として回答頂いても差支えない。

なお、第 2 回配当金の振込口座を変更される債権者は、回答用紙の所定の欄にその旨を記載されたい。

回答期限は、令和 2 年 12 月 15 日とし、回答のあった債権者に対し、同月 21 日以降、順次配当を実施する。なお、配当金の送金案内については、配当実施の際にお送りする予定である。

当事務所における年内の配当金送金手続の最終予定日は 12 月 29 日であるので、12 月 28 日までに回答が届かなかった債権者に対する配当実施は、令和 3 年 1 月 6 日以降となることを御了承頂きたい。

- (2) 第 1 回配当後に債権の一部の承継を受けた債権者については、第 2 回配当の配当率に基づく配当のみを実施し、届出されていなかった債権を第 1 回配当後に届けた債権者に対しては、第 2 回配当時に第 1 回配当金相当額を加算して配当する予定である。 草々

【資料 I -9】 整理債権の変動等に関する照会に対する回答書式

(債務者 株式会社 I)

私的整理代理人弁護士乙野次郎 宛

回 答 書

- 1 債権の変動の有無 (第 1 回配当による変動を除く)

有 無

- 2 債権の種類

前回債権届出時に同じ その他 _____

- 3 債 権 額

① 残 元 金 _____ 円

② 利 息 _____ 円

③ 遅延損害金 _____ 円

- 4 第 2 回配当の振込先口座

第 1 回配当の振込先口座と同じ

次の口座に変更

_____ 銀行・信用金庫・ _____ 支店

[普通・総合・当座] 預金 口座番号 _____

フリガナ _____
 口座名義 _____
 ※第三者の口座を指定することはできませんので予めご了承ください。
 令和 年 月 日
【届出債権者】
 住所 〒 _____

 TEL _____ FAX _____
 氏名(商号・代表者名) _____ 印
 (担当者 _____)

【資料 I -10】 第 5 回私的整理状況報告書

令和 2 年 12 月 17 日

債権者各位

(発信人略)

報 告 書

前略 弊社私的整理の進行状況を次の通り、御報告申し上げます。

1 清算の状況

(1) 債務者会社の令和 2 年 8 月以降 10 月末日までの毎月の合計残高試算表と同日現在の清算貸借対照表と予想配当率計算書(略)は別添のとおりである。

(2) なお、債務者会社は既に全ての営業所を閉鎖しており、今後の連絡については、全て代理人である当職宛にお願い申し上げます。

2 第 2 回配当手続について

(1) 債務者会社の租税の還付金は今日までのところ、4,229,231 円が還付未了である。

(2) 今回の債権調査の結果、改めて令和 2 年 12 月 15 日までに回答のあった債権者数は 45 件、届出られた債権元本額の合計額は 1,275,602,099 円であり、債務者会社が認識している未回答債権者数は 7 件、その債権元本額の合計額は 21,971,500 円である。

したがって、第 2 回配当の基礎となる債権は 52 件、債権元本額の総額は 1,297,573,599 円となる。

(3) 他方、令和 2 年 12 月 15 日現在の債務者会社管理にかかる預金及び現金は合計 317,296,525 円であり、10 万円以下の債権者に対する弁済 1 件、債権額 8,580 円、及び第 1 回配当 4 件、合計 6,455,067 円の弁済が未了である。

- (4) そこで、第2回配当は、現存債権元本額の23%としたい。第1回配当時以降債権元本額に変動の無い債権者の場合、第1、2回を併せた配当率は当初債権額の29.16%となる。

3 今後の手続の進行について

- (1) 今後の配当財源の拡充は、前記未還付の税金と、28件、請求債権額合計23,706,924円の売掛金請求訴訟の結果に委ねられているものの、現時点では後者の回収の見込み額は未定である。

回収業務が完了した時点で、配当財源が確保できていれば第3回配当を実施する予定であるが、その時期は未定であり、最終配当の配当率も些少となると見込まれる。

- (2) 将来、顧問税理士とも協議の上で、廃業届出が可能となった時に、廃業届を提出すると共に、最終配当の実施により私的整理業務を終了する予定である。

草々

【資料 I-11】 第2回配当通知

令和2年12月17日

大阪信用保証協会債権回収受託者
保証協会債権回収株式会社 御中

(発信人略)

御 連 絡

株式会社Iの私的整理について、御連絡申し上げます。

令和2年12月17日付報告書に記載の通り、株式会社Iは、債権者各位より届出をして頂いた当初の債権元本額から、第1回配当金を控除した現存債権元本額を基準として、その23%を第2回配当として弁済したいと考えております。

なお、債権の分割、譲渡、担保権の実行、保証人等からの回収等により、債権額に変動があった場合は、その変動も反映した債権元本額を基準とさせていただきます。

つきましては、債権者各位の配当基準額に基づいて計算を行った結果（小数点以下は切り捨てとして計算しております。）、第2回配当における貴社に対する配当額を下記の通り決定させていただきます。

令和2年12月21日に、貴社御指定の口座へ下記の配当金を送金させていただきますので、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

記

第2回配当額 金〇〇,〇〇〇,〇〇〇円

4 その後の手続

第2回配当実施後の未回収資産は、税金の還付金と売掛債権であり、売掛債権は順次提訴することにより回収を図った。

もともと、株式会社Iの営業停止直前まで動いていた売掛債権は、元従業員によって私的整理開始直後から回収努力が続けられ、クレームに対しては、各営業所の元責任者とも緊密な連携を保ちながら、適正な解決を図ったことから、この時点で残存していた売掛債権は株式会社Iの営業停止前既に不良債権化していたものが多く、必ずしも多くの回収が期待されたわけではない。

しかし、債権者のために適正手続遂行の一環として、訴訟手続を採ったものである。

【資料I-12】第6回私的整理事務状況報告書

令和3年2月4日
債権者各位
(発信人略)
報 告 書
前略 弊社私的整理の進行状況を次の通り、御報告申し上げます。
1 清算の状況
(1) 令和2年11月の合計残高試算表及び同年12月の合計残高試算表は別添のとおりであり、債務者会社が令和2年6月1日付で債権者に送付した債権者説明会議事録に添付した同年4月末日現在の合計残高試算表からの資産(但し、現金、預金を除く)、負債の異動は、別添「資産、負債科目増減明細」の通りである。
(2) 従前の配当手続について 昨年未実施した第2回配当手続では、本日の時点で債権者47社に対し、総額295,574,258円の配当を実施した。 少額債権の配当手続、第1、2回配当手続を含めて、これまでの配当金未受領の債権者は6名、未払配当金合計額は3,309,036円である。
(3) 本日現在の未換価資産は売掛金であり、昨年11月に提起した合計金23,706,924円の売掛金請求訴訟の令和3年2月1日現在の経過は次の通りである。(略)
(4) 当職は、(3)の外に8件合計1,627,824円の売掛金につき、催告書を発信した。令和3年2月1日現在の回収額は2件合計431,326円である。

近く第2次の提訴を行う予定である。

- (5) 令和3年2月1日現在の債務者会社の保有する現預金は合計19,566,883円であり、全て当職が預かり保管中である。

2 最終配当の時期等

回収業務が完了した時点で、最後配当を実施する予定であるが、その時期は未定であり、最終配当の配当率も些少となると見込まれる。 草々

【資料 I -13】 第7回私的整理事務状況報告書

令和3年3月24日

債権者各位

(発信人略)

報 告 書

前略 弊社私的整理の進行状況を次の通り、御報告申し上げます。

1 清算の状況

- (1) 令和2年4月末日現在の債務者会社の合計残高試算表からの資産、負債の異動状況について、令和3年2月4日付で御報告申し上げたが、その際、作成未了のため添付していなかった「現金、預金増減明細」が出上がってきたので、本書に添付する。
- (2) 当職が昨年12月に提起した請求債権額合計金23,706,924円の売掛金請求訴訟の令和3年3月24日現在の経過は次の通りである。

なお、請求債権額の内①乃至⑤を除く残額は、提訴時の違算や提訴後終結までの入金、又は和解時等における債権の一部放棄によるものである。

- | | | |
|-------------|-----|--|
| ① 訴訟係属中 | 2件 | 訴額合計 2,245,616円 |
| ② 売掛金回収済 | 12件 | 回収額合計 6,954,239円 |
| ③ 和解済 | 6件 | 和解額合計 2,499,929円
(判決後の執行猶予合意を含む 内回収済額 534,780円) |
| ④ 判決・債務名義取得 | 7件 | 債務名義計 6,125,998円 |
| ⑤ 人違いによる取下げ | 1件 | 取下げ債権額 482,691円 |

- (3) 当職は、令和3年2月25日に4件合計1,058,778円の売掛金につき、売掛金請求訴訟を提起したが、第1回口頭弁論期日は令和3年5月19日に指定されている。
- (4) 令和3年3月23日現在、債務者会社の保有する現預金は合計17,095,857円であり、全て当職が預かり保管中である。

2 最終配当の時期等

回収業務が完了した時点で、最終配当を実施する予定であるが、その時期は未定であり、最終配当の配当率も些少となると見込まれる。

ちなみに、第2回配当実施後の整理債権残存額は52件合計998,888,022円である。

なお、現時点で1件8,580円の少額債権弁済及び1件474,254円の配当が未実施である。 草々

【資料 I -14】 第8回私的整理事務状況報告書

令和3年8月6日

債権者各位

(発信人略)

報 告 書

前略 弊社私的整理の進行状況につき、次の通り、御報告申し上げます。

1 清算の状況

(1) 令和3年5月31日現在の債務者会社の合計残高試算表をお送り致します。

なお、令和3年8月4日現在、当職が預り保管中の現預金残高は18,454,846円であり、それには1件8,580円の少額債権弁済及び1件474,254円の配当金を含みます。

(2) 残る債務者財産は売掛金のみですが、当職がこれまで32名の債務者を被告として提起した請求債権額合計金24,765,702円の売掛金請求訴訟は既に全て終結し、令和3年7月31日現在の未回収残高は13件合計金8,233,180円です。

現在、回収未了売掛先に対しては、強制執行の申立予告通知を発信の上、債務者会社の元従業員を補助者として、回収可能性を調査中ですが、既に廃業済みの売掛先が多く、回収の見込みは少ないと思われます。

(3) 他方、仮払消費税と仮受消費税との差額金14,512,547円は、債務者会社所有不動産を売却した際の取引にかかるものであり、一般債権者の配当に先立って納付する必要のあるものです。

(4) なお、売掛金回収手続に関する弁護士報酬その他の私的整理終了までの諸経費は残高試算表には計上されておりません。

2 最終配当の時期等

上記(2)の回収結果、(3)の消費税納付等の作業が一段落する令和3年10月頃には、最終配当の時期、配当額、配当率が判明すると見込まれ、年内に最後配当を実施したいと考えております。 草々

【資料 I -15】 第 9 回私的整理事務状況報告書

令和 3 年 10 月 11 日

債権者各位

(発信人略)

報 告 書

前略 弊社私的整理の進行状況につき、次の通り、御報告申し上げます。

1 清算の状況

(1) 弊社第 49 期決算書をお送り致します。

① 令和 3 年 10 月 11 日現在の預り金は、MU 銀行は相殺済み、TT 銀行は全額相殺予定、MS 銀行は回収済み、当職が預り保管中の預現金残高は 2,372,237 円です。当職の預り金保管口座の残高の減少は、未払消費税の納付のためです。

② 株式会社 G からの受取手形とあるは電債であり、現在回収手続中です。

(2) 売掛金回収手続等

当職が提起した売掛金請求訴訟のその後の経過は、別添「売掛金請求訴訟一覧表」記載の通りです。赤色の印を付したものは債務者会社の担当者から回収不能との報告を受けた債権であり、整理債権者から、本報告書発信後 1 月以内に回収可能性に関する情報提供のお申し出のあるものを除き、放棄予定です。

2 最終配当の時期等

現在回収未了資産は売掛金 1,929,929 円及び電債 2,378,667 円ですが、当職は売掛金回収手続に関する弁護士報酬を受領していないので、令和 4 年 1 月以降に回収がずれ込む売掛金の額が少ない場合には、それを当職の報酬に充当することとし、年内に最後配当を実施することも検討中です。 草々

【資料 I -16】 第 10 回私的整理事務状況報告書

令和 3 年 12 月 3 日

債権者各位

(発信人略)

報 告 書

前略 弊社私的整理の進行状況につき、次の通り、御報告申し上げます。

1 清算の状況

(1) 令和 3 年 10 月末日現在の債務者会社の合計残高試算表をお送り致します。

- ① 当職が預り保管中の令和3年11月30日現在の現預金残高は4,515,076円です。電債2,378,667円は既に回収済みです。
- ② 令和3年11月1日以降同月30日までの売掛金の回収額は859,780円です。その結果、現在回収継続中の売掛金残高は904,929円です。
- ③ その余の売掛金のリストを添付させて頂きましたが、本日に至るまで、届出債権者の皆様からは回収見込み等に関する情報提供は1件もなく、最終配当時に債権放棄予定です。

2 最終配当について

- (1) ところで、当職が売掛金回収訴訟に着手した売掛債権額は総額24,765,702円でしたが、現在までの回収額は合計12,729,931円であり、当事務所の報酬規程によりますと標準報酬額は1,707,591円となりますが、着手金だけでなく、当該報酬もまた受領しておりません。

しかし、債務者会社には残余財産も少ないことなので、当該訴訟手続の報酬と、私的整理に関する報酬残額とを併せて上記1(1)②の回収継続中の残存売掛金の回収額をもって充てさせて頂くこととしたいと考えています。

- (2) また、私的整理の補助を頂いております丙野三郎税理士から令和4年7月期の決算、税務申告書作成費用を含めて498,950円の請求がありましたので、手続費用としてお支払いしました。後日、源泉所得税51,050円を納付する予定です。
- (3) 前記1(1)①の4,515,076円から前記(2)の源泉所得税51,050円を控除した残額4,464,026円を最終配当の原資としたいと考えます。
- (4) 現在当職が把握しております届出債権者の債権元本額の総額は966,739,761円ですので、予想配当率と計算式は次のようになります。

$$4,464,026 \text{円} \div 966,739,761 \text{円} = \text{約} 0.46\%$$

ちなみに、当初の届出債権の額に配当金受領以外の変動の無かった債権者に対する合計配当率は29.49%となります。

- (5) (略)
- (6) 配当対象債権額が確定しましたら、配当実施日を明示して、配当通知を送付させて頂きます。
- (7) 配当通知後、配当実施日の前日までに債権者からの異議の申立てがなければ、配当を実施させて頂きます。
- (8) 配当金の支払が完了致しましたら、税務署等に事業廃止届出を提出し、それが受理されたことを証する書面、及び資産が皆無となったことを明らかにする貸借対照表を添付して、私的整理が終了した旨の御通知を送らせて頂きます。

- 3 以上の通り御報告させて頂きますので、引き続き御協力を賜りますようお願い申し上げます。 草々

【資料 I -17】 第 3 回配当通知

令和 3 年 12 月 16 日

M 商事株式会社 御中

(発信人略)

報 告 書

前略 弊社私的整理の進行状況につき、次の通り、御報告申し上げます。

- 1 債権の照会に御協力を頂きありがとうございました。最後配当に際してお届け頂いた債権者各位の債権元本額の合計は 966,024,828 円でした。
つきましては、配当原資 4,464,026 円を債権者各位の債権元本額で按分し、債権元本額の 0.46% 宛を配当させて頂きたく御通知申し上げます。
- 2 貴社に対する第 3 回配当金は、債権元本額〇〇,〇〇〇,〇〇〇円の 0.46% である〇〇,〇〇〇円です。小数点以下は切り捨てとして計算させて頂きました。
- 3 配当実施予定日は令和 3 年 12 月 23 日です。同日の前日までに債権者各位から異議のお申出がない場合は、御指定頂いた預金口座へ配当金を振込送金させて頂きます
- 4 なお、第 3 回配当金の総額は 4,443,686 円です。上記 1 の配当原資のとの差額 20,340 円は、配当金送金のための振込手数料の一部に充てさせて頂きます。
- 5 以上、御報告申し上げます。 草々

5 私的整理の終了

その後残務整理の上で、令和 4 年 2 月 3 日をもって、残存整理債権者に対して、私的整理終了の通知を発信し、全ての業務を完了した。

【資料 I -18】 第 11 回私的整理事務状況報告書

令和 4 年 2 月 3 日

債権者各位

(発信人略)

報 告 書

前略 弊社私的整理の進行状況につき、次の通り、御報告申し上げます。

- 1 清算の状況
 - (1) 第 3 回配当につき、令和 3 年 12 月 23 日、49 社に対して総額 4,396,079 円の配当を実施致しました。債権者 1 社の配当金 47,329 円に

については、債権放棄により支払いの必要が無くなる等の理由で配当実施後の残金は 68,827 円でした。うち 53,123 円は、配当金送金の際の振込手数料その他の実費の精算に充て、残額は 15,704 円となりました。

- (2) 前回報告時に回収継続中であった売掛金残高 904,929 円については、令和 3 年 12 月 3 日付報告書の 2(1) 記載の通り、私的整理及び売掛先 32 社に対する売掛金請求訴訟の報酬として、未回収債権は当法律事務所に対して債権譲渡し、回収済額は報酬の支払いに充てました。
- (3) 回収見込みがないと報告させて頂いた売掛金のうち、199,120 円については、令和 3 年 12 月 30 日に入金がありましたが、その他は入金がありませんでしたので、上記報告書 1(1)③記載の通り、債権放棄致しました。
- そこで、当職は、上記回収済み売掛金 199,120 円も、上記(1)の残金と併せて当職の報酬として受領させて頂きました。
- (4) 上記報告書 2(2) 記載の源泉所得税 51,050 円は納付済みです。
- (5) 以上の通りであり、債務者会社の資産は零となりましたので、貸借対照表を添付して御報告申し上げます。
- (6) 別添資料の通り、債務者会社は令和 3 年 12 月 31 日に事業廃止した旨を税務署に届け出、受理されております。

2 私的整理終了の御報告

以上の通りであり、債務者会社の私的整理きはここに終了致しましたので、本書面によりその旨御報告させて頂きます。

長い間御協力を頂き、誠にありがとうございました。

草々

第 3 株式会社 N

1 はじめに

(1) 株式会社 N が所属するクリーニング業界は、平成 4 年がピークで、同年と比較し、全国需要規模は同年の 8170 億円から平成 28 年の 3692 億円に、この間に一世帯当たりの洗濯代は 1 万 9243 円から 6615 円に減少している。

その大きな原因としては、家庭での洗濯の容易化（家庭用洗剤、洗濯機・乾燥機の機能高度化、衣料等の素材の高機能化）、ファッションのカジュアル化（クールビズ等）、不況の長期化に伴う節約志向の浸透、コインランドリーの増加等が挙げられる。

介護施設や病院等での需要は増加しているが、そうした優良顧客を巡る大規模事業者も参加する過当競争に、個人事業で 94.85%、法人事業で 73.04% を占める従業者規模 1 人乃至 4 人の小規模事業者が勝ち残る余地はなく、クリーニング業は急速に斜陽産業化し、事業者数も減少の一途を辿っている。

(2) 株式会社 N

個人事業を法人化した株式会社 N の設立は平成 17 年であり、創業社長夫婦と僅かな従業員とで営業を続けてきたが、先に撤退したクリーニング業者の依頼で承継した多数の取次店を抱えて経費が増大したことに加え、取次店数の増加に合った経営規模に拡大すべく意欲的に行った投資が裏目に出て、借入金が増加し、約定返済金を経常利益だけで賄うことができなくなった。

創業者夫婦は、個人資産を取り崩しながら、金融機関 3 行からの合計約 56,000,000 円に及ぶ借入金の約定返済を続けると共に、取次店を整理し、また、株式会社 N が早くから設けていた優良取次店の運営を規模の大きいクリーニング業者に委託し、売上に応じた配分を受けることにする等の経費の節減と売上増の方策を講じたが、そうした施策の効果が表れる前に、約定返済継続のための資金繰りが困難となってきた。

2 再建型私的整理

(1) 私的整理の着手

そこで、株式会社 N は、当面利払いを停止する代りに元本額の 5% を支払い、向こう 5 年間で元本額の 15% を支払った上で、その時点で改めて残余の借入金の返済計画を立てるという、当面の借入金返済約定のリスケジュール計画を内容とする再建型の私的整理を試みることにした。

委任を受けた弁護士乙野次郎は、債権者 3 行に対し、平成 28 年 10 月 12 日次のような連絡書面を発信した。

【資料Ⅱ-1】 再建型私的整理の債権者説明会の連絡書

平成 28 年 10 月 12 日

金融機関債権者 各位

(法律事務所所在地、名称略)

債務者株式会社 N 代理人

弁護士 乙 野 次 郎

(以後、弁護士発信の書面は (発信人略) と表記する。)

御 連 絡

前略 当職は、上記債務者会社 (本店所在地略) から委任を受けましたので、その代理人として本書を呈します。

さて、債務者会社は、平成 28 年 3 月 31 日決算期末において、金 10,814,930 円の当期損失を計上した結果、総額金 90,031,455 円の負債を負担し、金 35,304,094 円の債務超過に陥りました。

人々の生活の変化に伴い、クリーニング業界の商圈が逐次縮小した上、債務者会社の様々な経営努力が実らなかったばかりか、意に反して赤字を増大させる結果となったことに起因します。

そして、債務者会社は平成 28 年 8 月末日現在で、金融機関 3 行に対し、元本額合計金 56,170,000 円の債務を負担しておりますが、代表取締役甲野太郎としては、可能な限りの弁済を継続したいと考えております。

そこで、債務者会社は、平成 28 年 6 月末日までに株式会社 J との間で業務提携契約を締結し、優良な取次店の業務と集荷した洗濯物のクリーニングを委託し、債務者会社は売り上げについて一定率の対価を取得することとし、従業員を同社に移籍する等して、経費を大幅に削減する一方、継続的な収入を確保できるように致しました。

加えて、債務者会社は、不採算取次店を閉鎖のうえで、平成 28 年 7 月 1 日以降、本店での業務を継続し、持ち込まれた洗濯物は自らクリーニングすると共に、コインランドリーの経営も継続しております。

つきましては、債務者会社としては、本日以降、金融機関 3 行からの借入金等の約定弁済を停止させて頂き、早急に当面の弁済計画を提示させて頂くことで、向う 5 年間のリスケジュールをお願いしたいと考えております。

現在のところ、債権者各位の御意向もお伺いしながら、概要、次の様な弁済計画を提示できればと願っております。

- ① 現時点で債権元本額の 5% 程度を返済する。
- ② 向う 5 年間で債権元本額の 15% を返済する。
- ③ その後の弁済計画は 5 年後に提示させて頂く。

つきましては、債務者会社としては、下記の通り債権者説明会を開催したいと考えております。

御多忙中とは存じますが、御参加の程をどうぞ宜しくお願い申し上げます。

なお、本書に債権届出書（略）を同封いたしますので、債権額確認への御協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、債務者会社の私的整理の経過及びその基礎となる事実関係につきましては、今後共、債権者各位から御質問があります場合には、随時回答させていただきますので、御遠慮なくお問合せ頂きますよう、宜しく願い申し上げます。 草々

【債権者説明会の要領】

- 1 日時 平成 28 年 10 月 20 日午前 10 時
- 2 場所 当法律事務所内

【添付書類】

- 1 第 11 期決算報告書
- 2 業務提携契約書
- 3 平成 28 年 8 月末日現在残高試算表

(2) ところが、平成 28 年 10 月 20 日開催された債権者集会では、債権者から、元本については当面返済可能な金額を債務者会社から提案すれば、銀行間で調整按分するので、利息の返済は約定通り継続して欲しいという提案があった。

そこで、株式会社 N は、当面の事業計画と資金繰りを検討の上で、約定金利の支払に加えて、月額合計 50,000 円であれば元本弁済も可能であると判断し、金融機関に対して銀行間の調整を依頼するに至った。

【資料Ⅱ-2】 1 年間のリスケ依頼書

平成 28 年 10 月 24 日

金融機関債権者 各位

(発信人略)

依 頼 書

前略 債務者会社は、平成 28 年 10 月 20 日債権者各位の御参加を得て、債務整理のための債権者説明会を開催させて頂き、債務者会社の経営の現状について御説明させて頂きました他、債務者会社が、株式会社 J との提携による継続的収入を見込めるのは、債務者会社が販売したプリペイド・カードにより、株式会社 J が無料で引受けるクリーニング代の清算が終了してからであること等、当面の資金繰り状況等についても説明させて頂きました。

その上で、債権者各位からは、経営継続のための方策に関しましても、貴重な御指導を賜り、誠にありがとうございました。

その御意見を踏まえまして、債務者会社は、今後借受金の金利の支払いを継続させて頂くことと、元本についても、向こう1年間月額合計50,000円宛を債権者各位の元本返済に充てさせて頂くこととを、本書により提案させて頂きます。

債権者各位への返済額の調整を宜しくお願い申し上げます。

債務者会社としては、この1年間で経営を改善し、今後の債務返済の方法を御提案できるよう、誠心誠意努力する所存です。

資料として、本年9月以降1年間の資金繰り予定表を添付させて頂きますので、諸事情御賢察のうえで、御同意頂きますよう、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

草々

(3) こうして、平成28年10月以降1年間は約定利息と、債権者3行毎月合計50,000円の元本返済を継続するに至ったが、1年経過後に返済能力に余裕が生まれた訳ではなかったため、前年度の返済をさらに1年間継続するために銀行間で調整して貰うことをメインバンクに対して依頼するに至った。

【資料Ⅱ-3】 リスク再調整依頼書

平成29年9月27日

株式会社M銀行 御中

(発信人略)

依 頼 書

前略 債務者会社は、各金融機関に対し、平成28年9月以降の借入金元本について1年間の返済猶予をお願いし、今日に至るまで経営の再建に努めてきました。

つきましては、平成28年4月1日から同29年3月31日までの損益計算書と、期末の貸借対照表、及び平成29年4月1日から同年7月31日までの損益計算書と月次推移損益計算書、累計推移貸借対照表と同日現在の貸借対照表と科目別補助残高一覧表を添付して、この間の経営状況を報告させて頂きます。今後の資金繰りについても、資金繰り予定表を添付させて頂きます。

そうした経営状況に照らし、債務者会社は、平成29年9月1日以降、約定金利の支払いを継続させて頂く他、元本につきましても月額50,000円をほぼ債権者各位の債権額に按分した金額を返済させて頂き、また、金利については従前同様お支払いしたいと考えております。

つきましては、本書をもって、そのための銀行間の調整をお願い申し上げます。

諸事情御賢察のうえで、御同意頂きますよう、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

草々

(4) そして、メインバンクによる調整を経て、株式会社 N から株式会社日本政策金融公庫に対して協力を要請し、了解を得ることができた。

その後も毎年こうした手続を継続することで、最終的に令和 3 年 8 月末日までリスクが継続され、元金も月額 80,000 円宛返済できるまでになった。

【資料Ⅱ-4】 リスク更新依頼書

令和 2 年 9 月 2 日

(住所略)

株式会社日本政策金融公庫○支店 御中

(発信人略)

依 頼 書

前略 債務者会社は、これまで金融機関各位に対して負担する借入金元本について返済額軽減をお願いし、今日に至るまで経営の再建に努めてきました。

令和 2 年 3 月期の法人税申告書及び決算書、同年 4 月 1 日以降同年 6 月末日までの貸借対照及び損益計算書等、並びに令和 2 年から同 3 年にかけての経営計画書類を添付し、これまでの経営状況と今後の見込みとを御報告させていただきます。

つきましては、今後の債務弁済について、株式会社 M 銀行及び I 信用組合に対して、リスクジュールを依頼し、協議して参りました結果、両行から保証条件変更の決定を頂きましたので、貴公庫に対する元金返済額を次の通り提案させて頂くことで合意が成立致しましたので、各行の新しい返済予定表を添付して御報告申し上げます。

- ① 株式会社 M 銀行 月額金 54,000 円
- ② I 信用組合 月額金 14,000 円
- ③ 貴公庫 月額金 12,000 円

そこで、貴公庫におかれましても、引続き 1 年間のリスクジュールをお願いし、その期間の元金返済額を上記の通りとさせて頂きまますよう、本書をもってお願い申し上げます。

諸事情御賢察のうえで、御同意頂きますよう、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

草々

3 事業譲渡による清算型私的整理

(1) 私的整理の着手

株式会社 N の事業再生は、株式会社 J に運営を委託した取次店から、その売上の一部の配分を受けると共に、そこでの預り品の一部の洗濯業務を受注することによる利益を大きな柱にしていたが、突然株式会社 J から、予期しなかった提携の大幅見直しの申入れを受けたことにより、忽ち今後の利益計画を描くことができなくなった。

そこで、株式会社 N は、急遽、金融機関 3 行と債務者会社の双方に利益となり、かつ債権者の承認が得られるスキームとして、他に事業承継させた上で、自らは清算する私的整理の方法を選択せざるを得なくなり、債権者に対してそのことと、事業の譲渡先は代表者の配偶者とする事への是非の判断を求めることにした。

そして、債権者説明会を開催することし、金融機関債権者 3 行に連絡書面を発信した。

【資料Ⅱ-5】事業譲渡による清算型私的整理の債権者説明会の連絡書

令和 3 年 6 月 24 日
金融機関債権者 各位
(発信人略)
御 連 絡
前略 当職は、上記債務者会社（本店所在場所略）から委任を受けましたので、その代理人として本書を呈します。
債務者会社は、〇〇駅構内への無人店舗の出店の失敗、クリーニング業界の商圈の縮小等により、平成 28 年 3 月 31 日決算期末において、金 35,304,094 円の債務超過に陥り、同年 10 月 20 日金融機関債権者 3 行に御参集頂き、債務整理に関する協議をさせて頂き、その後格別の御配慮を頂きながら、毎年債務のリスケジュールをお願いしつつ事業の再生を目指し、今日に至っております。
すなわち、同年 6 月 30 日株式会社 J との間で期間を 5 年と定めて締結した業務提携契約により、債務者会社が有していたスーパー K、S、A、F などの取次店の運営を委託し、債務者会社は売上の一定率を取得すると共に、同社預り品の一部につき洗濯業務を受託することにより、収入の安定を図ると共に、経費の削減にも努め、収益の拡大を図って参りました。
しかしながら、本年 6 月末日契約更新の時期を迎えるに際し、債務者会社は

株式会社 J より、運営委託取次店の削減、すなわち業務委託の範囲縮小の申入れを受けて、現在、契約終了又は契約条件変更を伴う再契約についての交渉を余儀なくされています。

その結果によっては、債務者会社の事業継続を断念し、債務者会社の債務の整理に向かわざるを得ない事態に立ち至る可能性があります。

つきましては、債務者会社の経営の現状と株式会社 J との交渉内容等について御説明させて頂き、債務者会社の債務処理に関して再協議させて頂きたく、末尾記載の要領で債権者説明会を開催致したいと考え、御案内を申し上げる次第です。

御多用中、誠に恐縮ではありますが、是非共御参集頂きますよう、どうぞ宜しくお願い申し上げます。 草々

【債権者説明会の要領】

- 1 日時 令和 3 年 6 月 30 日 午前 11 時
- 2 場所 当法律事務所内

(2) 債権者説明会では、「私的整理の方針についての御説明」と題する書面を配布し、それに基づいて説明をし、かつ、質問にも丁寧に応じることとし、それらを通じて、a 事業譲渡を伴う清算手続が債権者にとって最も有利な整理方法であること、b その方法による私的整理は、配当迄最短の期間で進行すること、c 事業譲渡のための資産移動等には否認対象行為乃至詐害行為が含まれないことを理解してもらえるよう努めた。

同時に、配当を増加させるための協力を事前に仰いでおくことにより、株式会社 N が安易な財産処分をしたという非難を後日加えられないように配慮した。

【資料Ⅱ-6】債権者説明会での配布資料

[私的整理の方針についての御説明] 弁護士 乙 野 次 郎

1 令和 3 年 3 月 31 日期の決算書の御説明

(1) 令和 3 年 6 月 30 日現在の合計残高試算表は、7 月末日前後までに作成し、清算貸借対照表と共に、皆様に御報告させて頂く予定です。

本日は、令和 3 年 3 月 31 日期の決算書に基づきながら私的整理の方針について、以下の通り説明させて頂きます。

- ① 流動資産の内、現金・預金については、資産の換価・回収金と共に、未払公租公課を納付し、労働債権や清算経費、及び小口の少額債権を弁済した残額を私的整理の配当原資とさせて頂く予定です。
- ② 有形固定資産の内、建物は賃借建物と付合し独立の財産性はなく、建

物付属設備も資産性がありません。

他方、株式会社 N が廃業し、かつ、これまで占有していた工場建物でのクリーニング事業が他に承継されない場合には、占有者である債務者会社にも、敷地に関する土壤汚染対策法第 3 条 1 項所定の調査や同法 7 条 1 項所定の都道府県知事の指示による除去の義務があることから、莫大な費用が必要となります。

- ③ また、機械類については、a 本来の償却資産については、これまで適正な償却がなされておらず、取得時期から逐年定率償却がなされていた場合の償却後の残存価額の試算結果は合計 3,552,027 円に留まる他、b 償却対象外の資産、すなわち、廃業する同業者から譲受けた資産や、リースアップしてリース会社から買い取った機械もありますが、以上 a と b の機械類全部を機械業者である A に見積もらせた結果は、総額 753,500 円（税込み）に過ぎません。
- ④ リース資産はリース物件であり、株式会社 N の資産ではありません。
 なお、リース資産と長期リース債務との間には乖離がありますが、平成 30 年 3 月 31 日決算期以降は、当該年度のリース料の支払いにより長期リース債務を減額しながら、リース資産の方は減額しなかったことにより、過大に計上されるに至ったものです。
- ⑤ 保証金・敷金は、13,231,623 円と計上されていますが、その内の保証金合計額には記載ミスがあるため、現在の保証金・敷金の額は 11,626,400 円であり、賃貸借契約終了時には、それから原状回復費用が控除されます。
 また、S 株式会社に預託した保証金 6,500,000 円は、令和 4 年を第 1 回目として以降 10 年間に亘り均等償還の約定となっており、同社に預託した敷金 720,000 円の回収のためには、賃貸借契約を終了させる必要がありますが、賃貸借契約を中途解約すると保証金返還額が大幅に減額される関係で、契約期間末の令和 3 年 9 月末日までは契約を存続させる必要があります、それまでの間の賃料その他の負担金も敷金から控除されます。
- ⑥ 流動負債については、一般の債権に優先する未払公租公課や労働債権が含まれています。
- ⑦ 固定負債の大部分は金融機関債権者各位が保有しておられる債権です。他に、株式会社 N の代表取締役甲野太郎、及びその妻甲野花子からの借入金がありますが、それらは私的整理には加わず、債権放棄される予定です。
- (2) 株式会社 J に取次店の業務を委託していた店舗について
- ① 株式会社 J に取次店の業務を委託していた店舗は、a スーパー K 店、b スーパー A 店、c R 店、d スーパー F 店、e スーパー S 店の 5 店舗ですが、b は令和 3 年 9 月末日に閉店予定、e も今般閉店し、c も令和 3 年 7 月 1 日以降株式会社 J との委託関係が終了します。
- ② 現在、株式会社 N は株式会社 J から、①の a と d について、令和 3

年7月1日以降1年間に限って再度業務委託契約を締結したいとの申し出を受けておりますが、両取次店の運営委託により委託者が得る利益は、店舗売上の4%に過ぎず、債権者各位への弁済原資として期待できるようなものではありません。

- ③ 他方、株式会社Nは、①のaとdの2店で預かる品物を自らクリーニングすることを検討しましたが、本店と①のc店で預かる品物とを併せて処理するに必要な人的能力に欠けており、追加雇用をするにも工場内と取次店の従業員の賃金増を賄えるだけの収益を期待できないのが実情です。
- (3) 以上の状況を彼此勘案し、株式会社Nとしては、次のような方法で債務の整理を速やかに遂げることが、最も経済的合理性に適うと考えるに至りました。
- ① クリーニング工場の利用を停止することに伴う土壤汚染対策にかかる費用を削減する必要があること、クリーニング業界を巡る厳しい経済環境の中で、有形固定資産（中古機械）の適正価格での処分が不可能なこと、保証金・敷金についても、契約を終了せざるを得ない店舗は格別、それ以外の店舗は継承者があれば賃貸借契約終了に伴う原状回復費用の出捐を避けられること、さりとてクリーニング業界では新規参入者を期し難い等の諸事情に照らしますと、株式会社Nの関係者の中から事業承継者を得て、賃貸借契約関係と固定資産とを引取ってもらうことが、可及的速やか、かつ、より多くの配当原資の確保につながると共に、清算経費を最小限にすることができると考えられます。
- ② 債権者各位に格別の御異議がなければ、株式会社Nは、代表者の妻である甲野花子にクリーニング業を開業させ、事業承継させることを予定しております。
- それが実現すれば、取次店の減少によりさらに営業規模が縮小するものの、代表者夫婦の老後の生活を維持できる程度の生業として事業を継続できるものと、私的整理代理人も思料しております。
- ③ なお、株式会社Nが5年間提携してきた株式会社Jも、スーパーK、Fの2店舗で預かる洗濯物が突然無くなると収益に影響があることを理由として、甲野花子が事業承継できる場合には、同人との間で1年間業務委託契約を締結することを希望しております。
- (4) 私的整理において可及的速やか、かつ高率の配当を実施するためにも、債権者各位におかれましては、上記(3)②の私的整理の方針を御承認頂きますよう、伏してお願い申し上げます。
- また、併せて、私的整理を円滑に進めるために、次のような御協力をお願い致したく、どうぞ宜しくお願い申し上げます。
- ① 固定資産の換価・回収に関して、適正評価のために御協力を頂ける債権者がおられましたら、御遠慮なくお申し出ください。
- ② S株式会社に対する長期分割となる保証金返還請求債権については、

買取り意思のあるサービサー会社を紹介して頂ける債権者がおられましたら、是非御紹介下さい。

- ③ その他、適正な私的整理の進行のために、御意見等が御座いましたら、御遠慮なく御連絡下さい。
- ④ 特に、上記(3)②の私的整理の方針について御異議あるいは御意見等をお持ちの債権者におかれましては、御遠慮なく、速やかにお申し出頂き、調整の機会を持たせて頂きますよう、お願い申し上げます。
- (5) もとより、私的整理は債権者の皆様を拘束できるものではなく、反対債権者におかれましては、債権者破産申立て及び個別権利行使が可能です。

しかし、〇〇市内の地元で長年クリーニング業を営んで参りました株式会社Nの債務整理を、経済的合理性に適うよう、また、債権者の御納得を頂戴できるように遂行させて頂きたいと考えておりますので、御理解と御協力を賜りますよう、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

以上

(3) 債権者説明会への出席債権者は1行であったが、当然のことながら、今後、欠席した2行とも情報交換し、まとまって対応してくることが予想され、また、そもそも当日の質問内容からも、予め協議済みであることが伺われた。

【資料Ⅱ-7】債権者説明会の議事録

令和3年7月1日

金融機関債権者 各位

(発信人略)

御 連 絡

前略 弊社債権者説明会の議事録を次の通りお送り致します。つきましては、弊社の私的整理に御理解と御協力を頂きますよう、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

草々

債権者説明会議事録

- 1 日 時 令和3年6月30日午前11時～午前11時50分
- 2 場 所 (貸会議室の表示略)
- 3 出席債権者数 M銀行〇〇支店1行
- 4 会社側出席者 代表取締役甲野太郎、弁護士乙野次郎

会議の目的事項である私的整理に関する報告の経過と内容、並びに質疑応答の状況は、次の通りであった。

- I 代表取締役甲野太郎の挨拶

(前略)

弊社は、平成 28 年に資金繰りに窮し、金融機関の皆様に対し、当初 1 年間の元本返済猶予等をお願いする説明会を開催させていただきましたが、その後皆様の温かい励ましもあり、毎年 1 年毎のリスクを繰り返しながら、事業再構築を目指し、今日に至ることができました。

ところで、その再構築の中心は、株式会社 J との提携による利益の向上にありましたが、同年 6 月 30 日に期間を 5 年間として締結しておりました「業務提携契約」の延長に関して、本年 3 月頃、従前の契約条件での更新を拒絶する内容の申入れを受けるに至りました。

加えて、クリーニング業界の需要の漸減と、競争の激化による利益率の減少、さらには昨年来のコロナ禍がもたらした人々の暮らしの変化により、弊社の経営基盤が著しく損なわれるに至りました。

そうしたことから、株式会社 N の債務のリスクをこれ以上継続して頂いても、そのお約束を守る見込みが立たない状況になりました。

そこで、改めて、私的整理による清算を遂げることを決心致しました。

これまでの長い間弊社に注いで頂きました御厚情に感謝し、また、その御期待に応えられなかったことを心からお詫びし、以上御挨拶とさせていただきます。

II 弁護士乙野次郎による私的整理に至った経過の説明

(略)

III 質疑応答(司会 弁護士乙野次郎)

Q 1 最終的には会社はどうなるのか。

A 1 資産の換価・回収金は、租税債権、労働債権等の優先的な債権や少額の債権の弁済や、整理のための費用に充てる外は、債権者への配当に充て、資産無し、債務のみ残存する会社として、事業廃止届出も提出して休眠化する予定です。

Q 2 資産皆無となった決算書を作成する予定はありますか。

A 2 あります。

Q 3 手続の進行のために家族が事業承継するという話ですね。

A 3 その通りです。甲野花子による事業の縮小承継について債権者に御異議や御意見、条件提示があれば、早急にお伺いしたいと考えています。

格別の御意見がなければ、7 月末日前後には 6 月末日の合計残高試算表と清算貸借対照表を作成送付させて頂くと共に、甲野花子による機械器具の買取りや、賃借権と保証金の承継についての条件を提示させて頂き、債権者との間の利害調整を図りたいと考えています。

債権者に格別の御意見がない場合、御意見等があっても調整できた場合には、当該条件にて、早急に資産の換価・回収を遂げ、配当を実施したいと考えています。

Q 4 保証人についてはどう考えているのか。

A 4 会社の私的整理を遂行する上で、会社と保証人との間には利益相反の可

能性があるので、会社の代理人弁護士としては保証人から委任を受けていません。直接、連絡を採って頂いても結構です。

Q 5 私的整理は同意を得る必要はあるのですか。

A 5 同意を得る必要はありませんが、債権者債務者間の意思の疎通を欠くことにより、後日詐害行為取消や否認の問題等が生ずる等のことがないように、事前に手続の進行について開示し、御異議があれば承り、調整しながら手続を進行したいと考えています。

以上、議事の経過およびその結果を明らかにするため、本議事録を作成し、私的整理受任弁護士が、次に記名押印する。

令和3年6月30日

弁護士 乙野 次郎

【配布資料一覧】

- 1 令和3年3月31日決算期決算書
- 2 償却資産目録
- 3 敷金等整理表及び契約書類
- 4 機械買取見積書及び償却資産に関する試算メモ
- 5 株式会社Jとの業務提携契約書
- 6 私的整理の方針についての御説明

(4) その後、債権者3行からは、株式会社Nの私的整理の方針について、異議の申出は無かった。

そこで、株式会社Nは、月に1回の割合で債権者に対して送付する私的整理状況報告書で、以後進めようとする手続を必ず事前に説明し、それに対する異議の申出の無いことを慎重に確認しながら、粛々と私的整理を進めた。

【資料Ⅱ-8】第1回私的整理状況報告書

令和3年9月7日

金融機関債権者 各位

(発信人略)

私的整理状況報告書

当職は上記債務者会社の代理人として、私的整理の状況について、下記の通り御報告申し上げます。

記

- 1 令和3年7月31日現在の合計残高試算表、科目別補助残高一覧表、短期貸付金元帳、並びに、清算貸借対照表及び配当率計算書は別添の通りです。

注 前回報告時経費として計上した車検料金 201,354 円は個人名義の車両に関する費用であったため7月中に所有者から返済を受けております。

スーパー S 店からの撤退に伴う敷金返還金は、約定による敷引きを免れ、かつ、原状回復費用も削減できたために、911,627 円を回収することができ、貸借対照表には記載されていませんが、当職が預り保管中です。

2 ところで、S 株式会社の保証金返還債権については、同社との間で債権の半額を一括返還して頂けるよう鋭意交渉中です。

3 また、本件債務者会社の私的整理を進めるため、甲野花子に対する、機械装置等の有体動産（償却資産目録番号 426-00、427-00 の預かり BOX を除く）の 2,347,645 円での売却と、スーパー K、F と R の各取次店の賃借権承継に伴う敷金・保証金返還請求権の 4,406,400 円での譲渡については、別添契約書（略）に基づき契約の予定です。

4 債務者会社の事業を甲野花子に承継する時期は、引続き令和 3 年 10 月 1 日を予定しており、同月中には私的整理の状況報告と併せて、配当実施の案内に及びたいと考えております。

私的整理の進行につきましては、適宜御連絡させていただきます他、金融機関債権者各位から進行状況その他について御照会を頂きました際にも遅滞なく回答させていただきますので、引続きどうぞ宜しくお願い申し上げます。 以上

【資料Ⅱ-9】 清算貸借対照表及び配当率計算書

科目	清算貸借対照表		清算価額
	簿価	相殺その他	
現金	0		0
預金	4,424,823	910,188	3,514,635
売掛金	540,053		384,300
貯蔵品	50,000		0
前渡金	109,969		0
立替金	137,940		0
仮払消費税	374,195	374,195	0
建物＋付属設備	3,012,258		0
機械装置他	9,559,453		685,000
リース資産	3,669,600		0
出資金	200,000	200,000	0
保証金＋敷金	13,231,623		4,906,400
預託金	69,060		69,060 ※
資産計	35,378,974	1,484,283	9,559,395
買掛金	507,493		306,139
未払金	748,991		744,541
預り金	36,621		36,621

仮受金	790,287		0
仮受消費税	669,714	374,195	295,519
長期借入金	62,791,421	910,188	61,881,233
負債計	65,544,527		63,264,053
		※ S 株式会社については額未定につき除外	
	清算配当率試算		
優先的債権	公租公課	332,140	
	未払給与・報酬	744,541	
	少額債権	310,589	
	清算経費	1,000,000	
	合計	2,387,270	
金融機関債権元本届出額		52,011,000	
清算配当率	$(9,559,395 - 2,387,270) \div 52,011,000 \times 100 \approx 13.78\%$		
	但し、他に評価額未定の S 株式会社の保証金返還請求権あり。		

【資料Ⅱ-10】 第 2 回私的整理状況報告書

令和 3 年 10 月 8 日

金融機関債権者 各位

(発信人略)

私的整理状況報告書

当職は上記債務者会社の代理人として、私的整理の状況について、下記の通り御報告申し上げます。

記

- 1 令和 3 年 8 月 31 日現在の合計残高試算表、科目別補助残高一覧表、短期貸付金元帳は別添の通りです。
- 2 S 株式会社の保証金返還債権については、一括して半額の 3,250,000 円の返還を受けることを内容とする合意が成立しました。同社に対する 720,000 円の敷金返還請求権は、原状回復費用 444,400 円が控除されて、残額が返還される予定です。
- 3 また、甲野花子に対する資産売却の方針については、金融機関債権者各位から異議の申出はありませんでしたので、次の通り進めており、前回御報告の金員も併せ総額金 7,665,672 円を、当職がお預かりしております。
 - ① 機械装置等の有体動産については、償却資産目録番号 426-00、427-00 の預かり BOX を除き、2,347,645 円で売却致しました。
 - ② スーパー K と債務者会社との賃貸借契約の賃借人を変更するに際し、債務者会社の敷金返還請求権を 3,360,000 円で譲渡致しました。
 - ③ R、スーパー F の各取次店の賃借権承継に伴う敷金・保証金返還請求権

は合計 1,046,400 円で譲渡しました。

- ④ 現在のところ、債務者会社の事業は 9 月 30 日で終了し、10 月 1 日から甲野花子が事業を開始する方向で進めたいと考えております。
- 4 令和 3 年 10 月中には私的整理の状況と併せて、配当実施の予定について御報告したいと考えております。
- 5 以上、取り急ぎ要用のみです。

【資料Ⅱ-11】 第 3 回私的整理状況報告書

令和 3 年 11 月 16 日

金融機関債権者 各位

(発信人略)

私的整理状況報告書

当職は上記債務者会社（本店所在地略）の代理人として、私的整理の状況について、下記の通り御報告申し上げます。

記

- 1 前回の報告書で御説明させて頂いた債務者会社の財産の換価方法について金融機関債権者各位から異議の申出はありませんでしたので、甲野花子に対して、機械装置等の有体動産の売却をすると共に、スーパー K、R、スーパー F の各取次店の賃借権承継に伴う敷金・保証金返還請求権の譲渡を行い、甲野花子は、令和 3 年 10 月 1 日から事業を開始しました。
- 2 債務者会社の事業は令和 3 年 9 月 30 日で終了しましたが、同日現在の貸借対照表及び同日までの損益計算書は別添資料 1 の 1 の通りであり、作成済みの科目別財務報告書と未払金の元帳は別添資料（略）の通りです。
 - ① 預金については、公租公課である仮受消費税と仮払消費税との差額と、源泉所得税、住民税の預り金の合計金 767,597 円を納付した後、残額 1,971,964 円を配当財源に組み入れたいと考えています。
 - ② 売掛金及び前渡金合計 1,027,830 円については、事業を引き継いだ甲野花子に対して債権譲渡するとともに、労働債権である未払給与を含む未払金（但し、後記税理士報酬を除く。）721,516 円、買掛金 128,744 円及び仮受金 87,118 円を免責的に引受けて貰った上、不足額 90,452 円を精算金として受取ることを合意し、当該金額も配当財源に組み込む予定です。
 - ③ リース資産は、債務の返済に伴い償却すべき価値未償却のために過大な評価額が計上されていますが、リース債務額を超える価値はありません。
 - ④ S 株式会社への保証金 6,500,000 円については、令和 3 年 10 月中に残額放棄を条件に 3,250,000 円の返還を受け、敷金についても原状回復費用 440,000 円を控除した 280,000 円を回収済みであり、同年 11 月 2 日に当職が寄託を受けました。

- ⑤ 以上の経過により、当職は、本日現在で、債務者から 11,195,672 円を預かり保管中です。
- ⑥ したがいまして、配当可能現金は 13,258,088 円から後記 3③の私的整理の手續費用を控除した 12,258,088 円となります。
- 3① 以上の通りであり、債務者会社の資産として残っているものは償却資産目録 426-00、427-00の預かり BOX のみであり、その清算価額は零です。
- ② また、長期借入金債権者の甲野太郎、甲野花子については、経営責任を全うするために配当対象からは除斥致します。
- ③ 未払金の税理士費用 199,580 円と、当職の弁護士手数料 700,000 円（当法律事務所のホームページに掲載している報酬規程をご参照下さい。なお、着手金は頂いておりませんので、それと報酬とを合算した金額です。）、並びに、これまでの立替費用及び今後の費用見込額合計 100,420 円の総計 1,000,000 円は、私的整理の手續費用として優先的に弁済させていただきます。
- ④ したがいまして、上記 2②による免責的債務引受により、金融機関債権者の皆様だけが配当にあずかる債権者となり、配当率とその計算式は次の通りです。
- $$\text{約 } 24\% = 12,258,088 \div 50,896,662$$
- 4 今後の手續は、次のように進めたいと考えております。
- ① 金融機関債権者各位の債権元本額の照会書面及び配当金の振込先口座指定書を本報告書に添付させていただきますので、令和 3 年 11 月 26 日までに御回答を賜りたく存じます。
- ② 金融機関債権者各位から前同日までに御回答が揃い、かつ、上記 3 の私的整理方針について異議の申出がありませんでしたら、前同年 12 月初めには配当表を添付し、年内の配当実施日を明記の上で、配当通知を送らせて頂きます。
- ③ 配当実施日の前日までに上記私的整理方針及び配当表について異議の申出がありませんでしたら、同日以降逐次配当を実施させていただきます。
- ④ 配当完了後は、換価価値のある資産は皆無となりますので、債務者会社は税務署等に対して事業廃止届出を提出し、以後休眠に入る予定です。
- 5 以上、御報告申し上げます。

(5) 配当と手續の終了

その上で、株式会社 N の清算によって得られた配当原資 12,258,088 円を、3 行の債権額に按分して配当する旨通知した上で、配当手續を実施し、最終的に手續の終了を連絡した。

【資料Ⅱ-12】 配当通知

令和3年12月1日

金融機関債権者 各位

(発信人略)

配当についての通知書

当職は上記債務者会社の代理人として、下記の通り御通知申し上げます。

記

- 1 先日は債権調査に御協力を頂きありがとうございました。お届け頂いた金融機関債権者各位の最終的な債権元本額の合計は51,401,541円でした。
- 2 つきましては、令和3年11月16日付私的整理状況報告書記載の通り12,258,088円を配当原資として、債権元本額で按分し、23.84%宛を配当させて頂きたく御通知申し上げます。

金融機関債権者各位への配当額は以下の通りです。小数点以下は切り捨てとして計算させて頂きました。

- | | |
|------------------------|-------------|
| ① 株式会社 M 銀行 | 3,171,196 円 |
| ② 株式会社日本政策金融公庫 O 支店 | 1,904,816 円 |
| ③ 大阪信用保証協会 (I 信用金庫に代位) | 7,178,114 円 |

- 3 なお、上記配当金合計額12,254,126円と配当原資12,258,088円との差額3,962円については、振込手数料その他実費に充てさせて頂きます。
- 4 配当実施日予定日は令和3年12月16日です。同日の前日までに金融機関債権者各位から異議のお申出がない場合は、御指定頂いた預金口座へ配当金を振込送金させて頂きます
- 5 以上、御連絡申し上げます。

【資料Ⅱ-13】 私的整理終了通知

令和3年12月23日

金融機関債権者 各位

(発信人略)

私的整理状況報告書

当職は上記債務者会社の代理人として、私的整理の状況について、下記の通り御報告申し上げます。

記

- 1 当職は、令和3年12月16日最終配当を実施しましたが、その配当額合計は金12,254,126円でした。

なお、税理士費用199,580円と当職の本件私的整理手数料額消費税込み70

万円を支払いと、立替費用 24,240 円の精算もさせていただきますと、残る資産は 80,142 円となりますが、これは追加費用支出後余剰が生じたときには私的整理の追加手数料に充てさせていただきます。

2 したがって、本日現在の貸借対照表上、資産は実質的には皆無で、金融機関債権者各位に対して負担する負債元本額合計金 39,147,415 円のみが残存しておりますが、債務者会社の営業は令和 3 年 9 月末日をもって終了しております。

したがって、既に私的整理手続は終了しており、早急に税務署などに対して事業廃止届出を提出する予定であり、令和 4 年 1 月中には各届出書の写しを添えて、金融機関債権者各位に対して送付させて頂く所存です。

3 以上、取り急ぎ、私的整理の終了を御報告させていただきます。

第 4 補足

私は、これまで産大法学の誌上に、前記第 1 の通り中小企業の私的整理の実例について報告してきたが、それらは法的倒産手続も各種 ADR も利用しない純然たる私的整理の事例に関するものであった。

ところで、私的整理は債務者と債権者との合意により遂行されるという過去の法曹界の常識に影響されて、中小企業の私的整理を通じて、私は私的整理には債権者の同意は必要ではないとしながらも、少なくとも黙認（消極的同意）の下で進められる手続であると考えてきたように思う。

しかるに、私は、その後も私的整理の実務を積み重ねる中で、債務超過になったとしても、債権者からの差押えや破産等の法的倒産手続開始の申立てを受けない限り、どのような形で債務を整理するかということは、一次的には、債務者あるいは債務者会社の代表者らの財産権の自由に属するものであり、債権者から否定（妨害）されずに整理が完結するのであれば、それも立派な私的整理であると考えてに至った。

翻って、各種 ADR を使用する再建型手続の有用性が喧伝されるが、それに関与する各種ステークホルダーや各種士業専門家が、債務者の意図や利害を超えて、より理想的と考える手続に誘導しがちであるため、債務者の信頼を損ねることが少なくは無く、それぞれ制度発足当初期待された程

の成果を挙げられていないように、私には感じられる。

そこで、私は、財産権の帰属主体である債務者が、自らの意図や利害により適った事業の整理をしようと考えた時には、債権者の同意を求めない私的整理、したがって、各種ADRをも利用しない私的整理を、最初の選択肢として検討するべきであると考えているに至っている。

法的倒産手続はもとよりADRの力も借りない私的整理は、一部の債権者が民事執行に及んで債権者間の平等が確保できなくなったり、法的倒産手続の申立てを受けたりすることにより、忽ち挫折するという意味では、頼りない手続でもある。

しかし、私的整理が法的倒産手続やADRの力を借りる場合に比し、債務者だけではなく、債権者にも有利である、言い換えればウインウインの関係が成立しており、そのことについて債権者の理解が得られるのであれば、私的整理を挫折させるような動きが出てくることは無い。

それは黙認ではなく、債務者の財産権行使としての私的整理の経済的合理性を、債権という財産権の帰属主体たる債権者が認めたことに過ぎないということが私の確信となるに至った。

勿論、そのためには手続の当初から詳しい情報開示を行うことと、債権者間の平等を厳守することと、手続の進行予定を予め報告し、異議ある債権者がいる場合には衡平な立場で関係人間の利害を調整すること等が必要になってくる。

株式会社Iと株式会社Nの事例も、債権者説明会とその後の私的整理状況報告書によって、そうした必要を満たすことに成功した事例と考える。

したがって、私は、従前の事例報告とは違い、本稿では、手続の解説の部分は極力省略し、できる限り、当時作成した私的整理状況報告書により手続の進行を御理解頂けるよう工夫した。

ちなみに、株式会社Iが最初の債権者説明会で報告した予想配当率は16.874%であったが、最終的な配当率は29.49%（他に別除権者に弁済できた金額が約4億1600万円であった。）に及び、株式会社Nが第1回私的整理状況報告書で報告した清算配当率は13.78%であったが、最終的な

配当率は 23.84% に至ったものであり、いずれも債務者会社の当初予想をかなり上回ることができたのである。